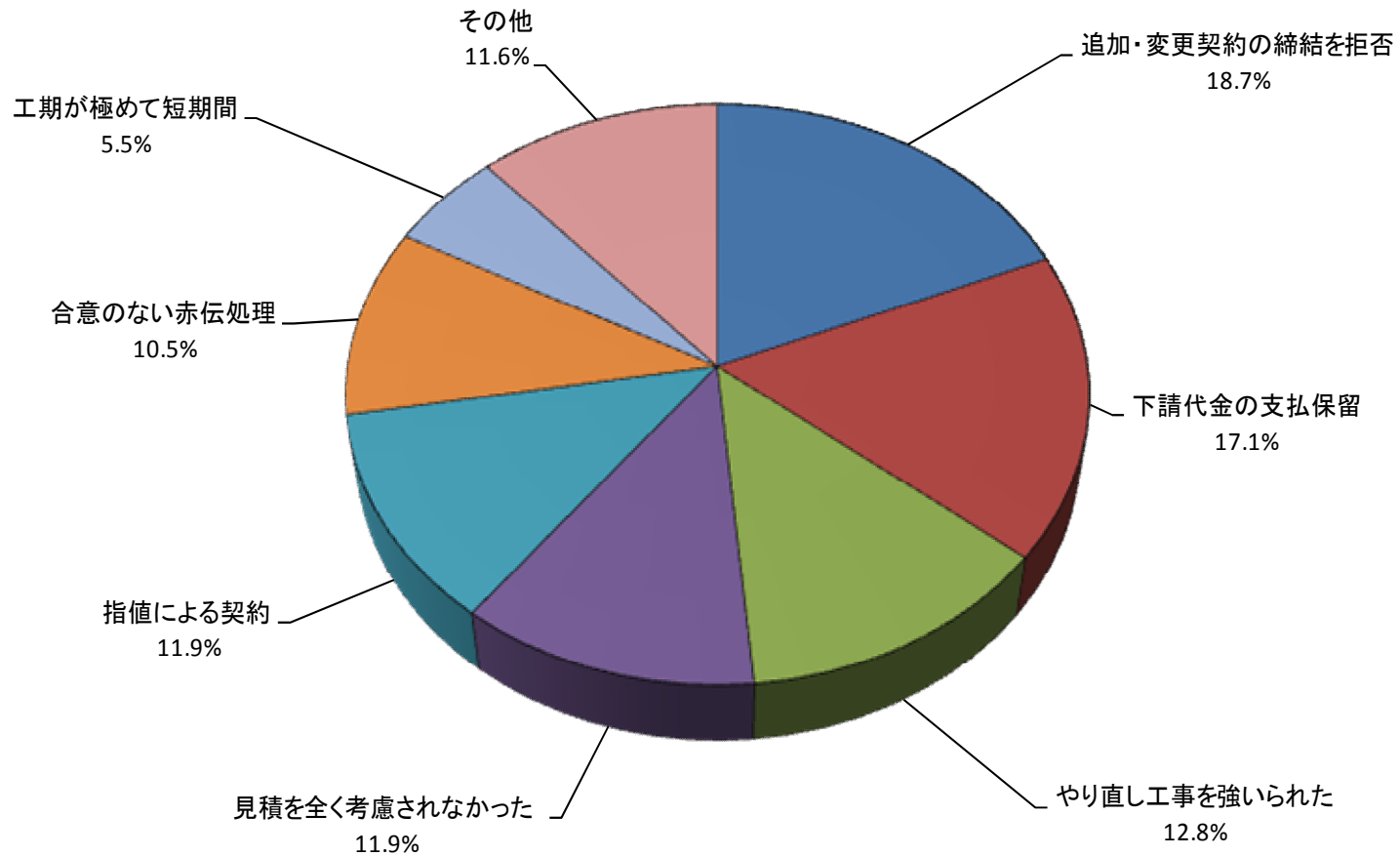


説明資料 (元下関係)

平成22年3月26日

元請負人による下請負人へのしわ寄せの現状



しわ寄せの内容

(出典)平成21年度下請取引等実態調査結果による

建設業における元下関係の適正化に関するこれまでの取り組み

1. 書面調査、立入検査等の実施

①建設業法令遵守推進本部（H19年4月 設置）

建設工事における公正な競争基盤の整備を進めるため、各地方整備局等に設置

②下請取引等実態調査(S54年～実施, H20年度～調査対象を従来の約4倍に)

建設工事における元請負人と下請負人との間の下請取引の適正化を図るため、下請取引等の実態を把握し、建設業法令違反行為を行っている建設業者に対して指導。

平成21年度調査：対象業者数 約28,000業者 期間 21年8月5日～9月1日

③「駆け込みホットライン」(H19年4月 開設)

通報窓口として開設 通報件数：H19年度 812件、H20年度1,213件

④立入検査の実施（H19年4月から強化）

下請取引等実態調査、駆け込みホットライン等に寄せられた情報に基づく立入調査等
立入調査回数：H19年度 950回、H20年度 875回

2. トラブルの処理、相談

①「中央建設工事紛争審査会」(S31年 設置)

建設工事の請負契約に関する紛争の解決を図るため本省に設置

平成20年度処理件数 中央審査会 : あっせん 7件、調停 46件、仲裁19件、計 72件

都道府県審査会: あっせん29件、調停103件、仲裁22件、計154件

②「建設業取引適正化センター」(平成21年7月 開設)

建設業の取引におけるトラブルを迅速に解決するため、弁護士や土木・建築の学識経験者等による適切なアドバイス等を実施する窓口を設置。

平成21年12月末現在: 344件

3. 元下間における法令違反行為の明確化

建設業法令遵守ガイドライン (平成19年6月策定, 工期に係る内容を平成20年9月に追加)

元請下請関係について法令違反行為に該当する一定の行為(事例)を明確にすることにより、法律の不知による法令違反行為を防ぎ、健全な競争を促進。

4. 下請債権の保全の支援

①下請資金繰り支援事業（H21年7月創設）

下請が元請に対して有する工事代金債権(手形)を(ファクタリング会社が)期日前に買い取り、下請債権の早期現金化を支援することにより、下請の資金繰りを改善。

買取債権数：1,121，買取総額：約55億3900万円，利用した下請建設企業の数：352

②下請債権保全支援事業（H22年3月創設）

下請が元請に対して有する工事代金債権(手形)の期日支払を(ファクタリング会社が)保証し、下請債権の保全を支援することにより、下請の連鎖倒産を防止。